

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令について

平成 27 年 7 月

自治財政局交付税課

1. 改正理由

平成 27 年度の各地方公共団体に交付すべき普通交付税の額の決定に当たり、普通交付税の算定方法等を変更するため、普通交付税に関する省令（昭和 37 年自治省令第 17 号）の一部を改正する。

2. 省令案の概要

- 人口減少等特別対策事業費関係
まち・ひと・しごと創生に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として平成 27 年度に新たに創設された「人口減少等特別対策事業費」の算定方法に関する規定を整備。
- 市町村の姿の変化に対応した算定関係
平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、消防費における消防署及び出張所に係る経費の加算及び清掃費における人口密度等による需要の割増しに関する補正係数の算定方法に関する規定を整備。
- 東日本大震災関係
被災団体の現況を踏まえ、台帳の滅失及び短期的な基礎数値の減少に対処するための測定単位及び補正係数の特例について、対象とする団体の指定並びに測定単位の数値及び補正係数の算定方法に関する規定を更新。
- その他所要の年次更新
それぞれの費（税）目について、測定単位の数値の算定方法及び各補正係数等を年次更新

3. 施行期日

普通交付税大綱の閣議報告日（平成 27 年 7 月 24 日）と同日に公布・施行。